

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在	
～2026年11月5日	2026年11月6日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年ＢＮＳネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日	▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年ＢＮＳネサ第100017号） 実施 平成23年5月10日
（最低利用期間） 第14条 V P Nサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。 （種類等の変更） 第15条 回線契約者は、Universal Oneサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 （略）	（最低利用期間） 第14条 V P Nサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、V P Nサービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。 （区別等の変更） 第15条 回線契約者は、Universal Oneサービスの区別等の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 （略）
（最低利用期間） 第25条の9 専用サービス（臨時専用契約に係るものを除きます。）には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、専用サービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの種類及び区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。	（最低利用期間） 第25条の9 専用サービス（臨時専用契約に係るものを除きます。）には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、専用サービスの提供を開始した日又はUniversal Oneサービスの区別等の変更を行った日から起算して1年間とします。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 回線契約者は、前項の最低利用期間内に回線契約の解除又はUniversal Oneサービスの区別等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在	
～2026年11月5日	2026年11月6日～

(種類等の変更) 第25条の10 回線契約者は、Universal Oneサービスの種類及び区別等の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 (略) (契約者回線又は加入者回線の移転) 第25条の11 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができます。 2 (略)	(区別等の変更) 第25条の10 回線契約者は、Universal Oneサービスの区別等の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 (略) (契約者回線又は加入者回線の移転) 第25条の11 回線契約者は、契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることができます。 ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 (略)												
料金表 通則 1～ 14 (略) (専用サービスの区別等) 14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。 (1) (略) (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。 <table><tr><th>通信の区分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ギャランティ（イーサ専用）アクセス</td><td>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの</td></tr><tr><td>ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス</td><td>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの</td></tr></table> 備考 1～4 (略)	通信の区分	内 容	ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの	ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの	料金表 通則 1～ 14 (略) (専用サービスの区別等) 14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。 (1) (略) (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。 <table><tr><th>通信の区分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ギャランティ（イーサ専用）アクセス</td><td>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの</td></tr><tr><td>ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス</td><td>回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの</td></tr></table> 備考 1～4 (略) 5 回線契約者は、通信の区分の変更の請求をすることはできません。	通信の区分	内 容	ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの	ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの
通信の区分	内 容												
ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの												
ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの												
通信の区分	内 容												
ギャランティ（イーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するもの												
ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス	回線契約者が指定する品目に係る符号伝送速度による通信を保証するものであって、カスタマポータルによりその品目等を変更できるもの												

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在

～2026年11月5日

2026年11月6日～

(3) (略)

(4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア ア～イ (略)

ウ 伝送方式に係る区別

区 別	内 容
トランスポート型	波長/SDH型以外のもの
波長/SDH型	波長又は時分割多重の方式により符号伝送を行うもの
備考 1～3 (略)	

(3) (略)

(4) 専用サービスには、次の通信又は保守の態様による細目があります。

ア～イ (略)

ウ 伝送方式に係る区別

区 別	内 容
トランスポート型	波長/SDH型以外のもの
波長/SDH型	波長又は時分割多重の方式により符号伝送を行うもの
備考 1～3 (略) 4 回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスの波長/SDH型に係る者に限ります。）は、1のV P Nグループに係る2の契約者回線等について、それぞれの变更日期を同一の日とした契約者回線又は加入者回線の移転の請求をすることはできません。	

(5) [回線契約者（ギャランティ（イーサ専用）アクセスのトランスポート型に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、次に掲げる区別等の変更等により請求をすることができます。](#)

ア 契約者回線等による区分の変更

[N T T C o m光アクセス利用とハウジング利用との間の変更](#)

イ 品目の変更

[（1）インタフェース変更を伴わないもの](#)

[（2）インタフェース変更を伴うもの（10BASE-Tから100BASE-TXへの変更又は100BASE-TXから10BASE-Tへの変更となるものに限ります。）](#)

ウ インタフェースの変更

[10BASE-Tから100BASE-TXへの変更又は100BASE-TXから10BASE-Tへの変更](#)

エ 契約者回線又は加入者回線の移転

備考

[1 ア又はエの規定にかかわらず、回線契約者は、1のV P Nグループに係る2の契約者回線等について、それぞれの变更日期を同一の日とした区別等の変更等の請求をすることはできません。](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在	
～2026年11月5日	2026年11月6日～

<

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在			
～2026年11月5日		2026年11月6日～	
	エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日まで一括して支払って頂きます。 (ア) レイヤーの区別の変更であって、イの(ア)に定める変更以外のもの (イ) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）との間の変更 B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）との間の変更 C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本IW利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更 D （略） (ウ)～(ケ) （略） オ （略）		
(5)～(10) (略)	(略)	(5)～(10) (略)	(略)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在	
～2026年11月5日	2026年11月6日～

第2 専用サービスに係るもの		第2 専用サービスに係るもの	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 専用サービスには、最低利用期間があります。 イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除<u>又は区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）</u>があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除<u>又は変更</u>のあった前日の定額通信料の額（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスについては、その解除等があったときの品目にかかわらず、定額通信料の基本額に相当する額とします。以下工まで同じとします。）に残余の期間（解除<u>又は変更</u>のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 <u>（ア）通信の区分の変更であって、工の（ア）に定める変更以外のもの</u> <u>（イ）契約者回線等による区分の変更</u> ウ <u>イの場合において、専用サービス（本欄イに規定する変更を行った場合に限ります。）に係る最低利用期間については、変更があった日を最低利用期間の起算開始日として取り扱います。</u>	(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用 ア 専用サービスには、最低利用期間があります。 イ 回線契約者は、最低利用期間内に回線契約の解除があった場合は、第38条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除のあった前日の定額通信料の額（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスについては、その解除等があったときの品目にかかわらず、定額通信料の基本額に相当する額とします。以下工まで同じとします。）に残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 ウ <u>削除</u>	

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在	
～2026年11月5日	2026年11月6日～

エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（Universal Oneサービスの種類が変更となる場合を含み、次に掲げる変更に限ります。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。 (ア) 通信の区分の変更であって、次に掲げるもの A ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限ります。）との間の変更 B ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）とギャランティアクセス（イーサタイプ（ハウジング利用）に限ります。）との間の変更 C ギャランティ（イーサ専用）アクセス（イーサタイプ（NTT西日本ワイド利用）に限ります。）、ギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）又はギャランティアクセス（イーサタイプ（NTT東日本・西日本IW利用）に限ります。）のうち、いずれか1のアクセスから他のアクセスへの変更 (イ) 品目の変更（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスであって、カスタマポータルから変更した場合を除きます。） (ウ) インタフェースによる区分の変更 (エ) 基準品目の変更 (オ) サービスエリアの区分の変更 (カ) 通信又は保守の態様による細目の変更	エ 回線契約者は、最低利用期間内に、区別等の変更（ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスにおけるカスタマポータルからの品目変更を除きます。）又は移転若しくは回線収容部等の変更があった場合は、変更前の定額通信料の額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。以下エにおいて同じとします。）を乗じて得た額から変更後の定額通信料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額を、当社が定める期日までに一括して支払って頂きます。
---	---

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2026年11月6日現在			
～2026年11月5日		2026年11月6日～	
(4)～(5) (略)	(略)	(4)～(5) (略)	(略)
		附 則（令和8年10月1日 C N S 2サ第000400022309-01号） この改正規定は、令和8年11月6日から実施します。	